

南城市公式 X 運用ガイドライン

1 目的

エックス (X) が有する即時性・拡散性を活かし、災害時の迅速な情報提供や、市の取り組みやイベント等の行政情報を発信することにより、市民等のみなさんが本市政を身近に感じてもらうとともに、安心・安全な暮らしに役立てることを目的とします。

2 運営主体

公式エックスの運営主体は南城市とし、運用管理・アカウントの管理は秘書防災課が行います。

3 アカウント情報

アカウント名：nanjocity

アカウント URL：https://twitter.com/nanjocity

プロフィール名称：南城市

4 情報発信

情報の発信は、権限を与えられた各主管課(室)長の指示のもと各主管課(室)で行います。

5 発信内容

- (1) 南城市の市政情報及びイベント情報
- (2) 防犯・防災に関する情報
- (3) 南城市ホームページに公開された情報
- (4) その他、各主管課長（室長）長が適当と認めるもの

6 リプライ（返信）の扱い

当ページは原則として返信は行いません。お問い合わせやご意見等については、本市公式ホームページの「お問い合わせ」などをご利用頂きますようお願い致します。

7 フォロー及びリツイート（引用）の扱い

当ページは原則として他のユーザーが投稿した内容について、リツイート及びフォローは行いません。

8 ダイレクトメッセージ（DM）の扱い

原則行いません。

9 南城市ホームページとのリンク

ツイートに記載するリンクのリンク先は、原則として南城市ホームページのみとします。ただし、公式エックス運用の目的に照らして特に秘書防災課長が特に必要と認めるものは、この限りではありません。

10 運用時間

原則として、開庁時間内において不定期に更新します。ただし、災害等、緊急を要する場合においてはこの限りではありません。

11 知的財産権

- (1) 公式エックスに掲載している情報（文章、写真、イラストなど）に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、南城市又は南城市以外の原著作者に帰属します。
- (2) 公式エックスの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

12 免責事項

- (1) 利用者が使用するブラウザの種類など、閲覧環境に起因する支障や、エックスその他のウェブサービスに起因するサービスの停止、不具合等については、市は一切責任を負いません。
- (2) エックスに掲載している情報の正確さには万全を期していますが、利用者がエックスの情報を用いて行う一切の行為及びエックスを利用したことにより被った損害及び損失について、市は一切責任を負いません。
- (3) エックスから南城市以外の第三者が管理しているサイトにリンクを設定している場合、そのサイトを利用したことにより被った損害及び損失について、市は一切責任を負いません。
- (4) 市は予告なしにエックスの内容、アカウント及びガイドライン等を変更又は削除する場合があります。

13 個人情報

本市が発信する情報については、個人情報保護に関する法律、南城市情報公開条例及び南城市個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏えいがないよう適切に対処します。また、個人情報を収集する際は目的を明示し、利用目的の範囲内のみ利用します。

14 禁止事項

当ページを利用いただく際には、以下の事項が含まれる投稿及びコメントはご遠慮ください。以下の事項に該当すると判断した場合は、投稿者に断りなく、投稿及びコメントの全部又は一部を削除することがあります。

- (1) 法律、法令等に違反しているもの又は違反する恐れがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 特定の個人、企業、国、地域を誹謗中傷するもの
- (4) 本市を含む他者になりすますなど、虚偽や事実と異なるもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的としたもの
- (6) 著作権、商標権、肖像権など、市または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (7) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいする等、プライバシーを害するもの
- (8) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (9) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (10) 当ページの掲載内容に関係のないもの
- (11) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似するもの
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 有害なプログラム等
- (14) X 利用規約に反するもの
- (15) その他、本市が不適切と判断したもの

15 その他

その他、このガイドラインの実施について必要な事項は、秘書防災課長が、別に定めることができることとします。